

教育訓練費の返還について

(問) 業務上必要な資格を取るため、受講料を全額会社が負担して夜間学校に通わせた労働者が、

資格を取得した1年後に退職を申し出ました。就業規則には資格取得後の勤務日数に応じ、教育訓練費を返金させる規定があり、返金請求を行なう予定ですが可能ですか?

用され、雇用契約の継続強制につながるからです。（労働契約不履行においても実損害に応じた損害賠償は認められます）

そこでお尋ねの件ですが、「資格取得後の勤務日数に応じ教育訓練費を返還させる」ことが、雇用継続の強制にならないかということが問題となります。

資格取得や留学費用の退職に伴う返還などにつ

16条違反の疑い（返還免除にならない場合、雇用継続の強制になる）

②純然たる労働者に対する貸与契約であり返還義務はあるが、一定の場合免除する。

↓

現状、御社における規定は、雇用の強制の意図が強いか弱いかを問わず



〒461-8575 名古屋市東区白壁1-15-1
名古屋合同庁舎第3号館

駐車場のスペースが限られておりますので、なるべく地下鉄、バス等をご利用ください。
地下 鉄：市役所駅2番出口（徒歩6分）
バ ス：清水口停留所（徒歩4分） が便利です。
名 鉄：東大手原（徒歩4分）

名古屋北労働基準監督署の序舎ご案内

法令に反しているおそれ
があります。
しかしながら、高額な
費用を支払って資格を取
らせるのに、資格を取つ
たらすぐ退職されるとい
うのは、企業にとつて困
りますという声が上がる
のは当然のことです。

ては、②により講習費用は純然たる消費貸借契約によることとして労働契約とは切り離し、返済方法を定めるなど返還義務を明確にし、資格取得後一定期間勤務した場合はその義務を免除するという取り決めにしたほうがよいでしょう。